



愛媛県報

令和8年8月12日水曜日 第736号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇
規 則

○ 愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（経営支援課）… 463

告 示

○ コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲……………（水産課）… 465

○ 港湾計画の変更の概要（2件）……………（港湾海岸課）… 465

○ 道路の供用開始（県道新居浜別子山線）……………（東予地方局管理課）… 466

○ 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 466

規 則

○愛媛県規則第37号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前						
（資金の貸付け） 第3条 省略 2 県は、高度化資金のうち、機構法第15条第1項第3号口に規定する資金として、予算の範囲内において、次に掲げる資金の貸付けを行うものとする。 (1) 省略 (2) <u>受託中小振興計画承認グループ資金</u> (3)～(9) 省略 3～5 省略 附 則 （貸付金の限度等の特例） 5 貸付金の利率は、当該貸付金（令和9年3月31日までに貸付決定されるものに限る。）に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証のみによるものである場合にあっては、別表第2利率の欄及び別表第4利率の欄中「<u>1.35パーセント</u>」とあるのは、「<u>1.35パーセント以内</u>」とする。 別表第2（第3条—第5条、附則第3項—第5項関係）							（資金の貸付け） 第3条 省略 2 県は、高度化資金のうち、機構法第15条第1項第3号口に規定する資金として、予算の範囲内において、次に掲げる資金の貸付けを行うものとする。 (1) 省略 (2) <u>下請振興事業計画承認グループ資金</u> (3)～(9) 省略 3～5 省略 附 則 （貸付金の限度等の特例） 5 貸付金の利率は、当該貸付金（令和9年3月31日までに貸付決定されるものに限る。）に係る債権の保全が金融機関による貸付金に係る債務の保証のみによるものである場合にあっては、別表第2利率の欄及び別表第4利率の欄中「<u>1.00パーセント</u>」とあるのは、「<u>1.00パーセント以内</u>」とする。 別表第2（第3条—第5条、附則第3項—第5項関係）						
高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利 率	償還期間	据置期間	高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利 率	償還期間	据置期間
1 経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業画承	経営革新計画承認グループ事業を実施する特定事業	経営革新計画承認グループ事業の用に供す	整備資金の100分の80（災	年 <u>1.35パーセント</u> 。ただし、災害	省略		1 経営革新計画承認グループ事業	経営革新計画承認グループ事業	経営革新計画承認グループ事業の用に供す	整備資金の100分の80（災	年 <u>1.00パーセント</u> 。ただし、災害	省略	

認 グ ル ー ブ 資 金	者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する特定事業者をいう。）	る土地、建物（関連施設を含む。）、構築物（関連施設を含む。）又は設備	害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90）以内	復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。 ア～ウ 省略		
2 受 託中 小振 興計 画承 認グ ル ー ブ 資 金	受託中小振興計画承認グループ事業を実施する中小受託事業者等（受託中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する中小受託事業者等をいう。）	受託中小振興計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	省略			
3～9 省略						

別表第4（第3条—第5条、附則第3項—第5項関係）

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化 資金	特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町（地域産業創造基盤整備事業を行つたものに限る。）	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整 備 資 金 の 100分の 80（災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては、 100分の 90）以 内	年1.35 パーセン ト。た だし、災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては、無 利子と する。	省 略	
2 省 略						

認 グ ル ー ブ 資 金	者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する特定事業者をいう。）	る土地、建物（関連施設を含む。）、構築物（関連施設を含む。）又は設備	害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付については、100分の90）以内	復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。 ア～ウ 省略		
2 下 請振 興事 業計 画承 認グ ル ー ブ 資 金	下請振興事業計画承認グループ事業を実施する下請事業者等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する下請事業者等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	省略			
3～9 省略						

別表第4（第3条—第5条、附則第3項—第5項関係）

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化 資金	特定会社、一般社団法人等、商工会等又は市町（地域産業創造基盤整備事業を行つたものに限る。）	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整 備 資 金 の 100分の 80（災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては、 100分の 90）以 内	年1.00 パーセン ト。た だし、災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては、無 利子と する。	省 略	
2 省 略						

様式第2号（第10条関係） 高度化資金計画書

様式第2号（その1）

省略

注1 この計画書は、経営革新計画承認グループ資金又は受託中小振興計画承認グループ資金の貸付を受ける者が、土地、建物、設備又は構築物を取得し、造成し、又は整備する場合に使用すること。

2～4 省略

別紙 省略

様式第2号（その2）～（その7） 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第886号

愛媛県内水面漁場管理委員会指示第28号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面の範囲を、令和8年7月21日次のとおり定めた。

令和8年8月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

二級河川竜登川水系竜登川及び準用河川名切川水系名切川の本支流並びにこれらと接続して一体を成す内水面

○愛媛県告示第887号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第11項の規定に基づき、松山港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

令和8年8月12日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 港湾計画の変更の概要

港湾計画の変更の概要（平成5年8月愛媛県告示第1071号）によりその概要を告示した松山港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 係留施設計画

物揚場

既設の港湾施設を変更する事項

地区名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	延長（メートル）	用 途
内 港	公共用	4.0	165	フェリー船用

(2) 土地利用計画

既定計画を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
内 港	2（2）	埠頭用地

注（ ）の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画を示す。

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

様式第2号（第10条関係） 高度化資金計画書

様式第2号（その1）

省略

注1 この計画書は、経営革新計画承認グループ資金又は下請振興事業計画承認グループ資金の貸付を受ける者が、土地、建物、設備又は構築物を取得し、造成し、又は整備する場合に使用すること。

2～4 省略

別紙 省略

様式第2号（その2）～（その7） 省略

○愛媛県告示第888号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第11項の規定に基づき、宇和島港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

令和8年8月12日

宇和島港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 港湾計画の変更の概要

宇和島港港湾計画の変更の概要（平成元年9月愛媛県告示第1277号）、港湾計画の変更の概要（平成13年5月愛媛県告示第931号）、港湾計画の変更の概要（平成16年7月愛媛県告示第1663号）、宇和島港港湾計画の変更の概要（平成28年12月愛媛県告示第1358号）及び港湾計画の変更の概要（令和元年5月愛媛県告示第89号）によりその概要を告示した宇和島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 危険物取扱施設計画

既設の港湾施設を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）
大 浦	1

(2) 土地利用計画

既定計画を変更する事項

地区名	面積（ヘクタール）	用 途
大 浦	2（2）	埠頭用地
	2（2）	港湾関連用地
	1	都市機能用地
	2（1）	交通機能用地
	1（1）	危険物取扱施設用地
	3（3）	緑地

注（ ）の数値は、内数で、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画を示す。

2 港湾計画の縦覧の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課

○愛媛県告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月12日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山555番75	令和8年8月12日

○愛媛県告示第890号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年8月12日

愛媛県中予地方局長 小山哲司

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
8中局建（開）第4号 令和8年7月31日	東温市南方字広町2327番1、2327番3、2328番1、2328番3、2329番1、2330番、2331番1、2332番、2371番2、2371番5、2371番6、2372番1、2372番2、2373番2、2373番7、2373番8	高知県土佐清水市市場町10番6号 株式会社永野